

兵庫県後期高齢者医療制度懇話会設置要綱

(設置)

第1条 後期高齢者医療制度の円滑な実施に資するため、兵庫県後期高齢者医療制度懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 懇話会の協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 保険料に関すること。
- (2) 給付事業に関すること。
- (3) 保健事業に関すること。
- (4) 前各号に定めるもののほか、後期高齢者医療制度の円滑な実施に必要なこと。

(組織)

第3条 懇話会の委員は、次の各号に掲げる委員により、当該各号に定める人数をもって組織する。

- (1) 被保険者を代表する委員 5名以内
- (2) 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 5名以内
- (3) 公益を代表する委員 5名以内
- (4) 被用者保険等保険者を代表する委員 3名以内

2 委員は、兵庫県後期高齢者医療広域連合長が委嘱する。

3 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 懇話会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長は委員の互選により選出し、副会長は会長が指名する。

3 会長は、懇話会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故あるときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 懇話会は、必要のつど会長が招集する。

2 会議は、委員の2分の1以上が出席し、かつ第3条第1項各号に規定する委員1人以上が出席しなければ、開くことができない。

(謝金及び旅費)

第6条 委員が懇話会に出席したときは、謝金として日額10,000円を支給することができる。

2 委員が懇話会に出席するため旅行したときは、兵庫県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例（平成19年条例第14号）の例により、旅費を支給することができる。

（庶務）

第7条 懇話会の庶務は、兵庫県後期高齢者医療広域連合総務課において処理する。

（補則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営その他必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成19年8月9日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。